

綴書類

指取
定扱

2811

昭和三年九月十五日 起案

捺印者

昭和三年九月十五日

付

付

付

付

案者捺印

主務局、部

取者捺印

起案紙(甲)

(主務) 經理局長

加藤

第二課長

元松

第一課長

代木

第三課長

代木

大臣

関

次官

南

書記官

等子

吉川

加納

2 軍務局長

香

第一課長

牧山

局員

部

1 軍需局長

三

第三課長

昭

前田

局部	受月日	發月日
官務	9.18	
軍務	9.18	
人事		
教育		
軍需	8.9.18	
醫務		
經理		
建築		
法務		
艦政		
軍令		

昭和三年九月十五日

海軍大臣

聯合航隊第五一二號ノ八嗜好飲食只生産

出令二同二ノ件ハ七月三十一日附之ヲ認許ス

號番

官房第三二號

手

經理局員

聯合艦隊第五一二號

昭和三年七月二十五日
第二師長 元松
第一師長 元松
聯合艦隊司令長

海軍大臣 殿

嗜好飲食品生産供給ニ關スル件

今般訓令ニ依り特務艦間官ニラム子ニ機械設備セラレ候
處給糧艦ヲシテ給糧任務ノ餘力範圍内ニ於テ當隊乗
員ノ爲ラム子ニ並給糧菓子等ノ嗜好飲食品ヲ
生産供給セムルハ頗ル有益ト認メ別紙ノ通ニ之ガ整理
ニ關スル規程ヲ制定實施政度候條申認許相成度
右上申ス

(別紙 添)

(終)

昭和三年七月二十五日 (機密) 進文堂藏版納



海軍

九月十日



昭和

本件ハ
未成稿

海軍

九月十日



長



械設備セラレ候
於テ當隊乗
飲入食品ヲ
用之ガ整理
相成度

(終)

三二、(機頭賀進文筆飯麻納)

昭和三年九月五日

海軍省副官
聯合艦隊副官

本件八月一日迄ノ四日附ニテ考認
未成候事取計ヲ得度



1184

聯合艦隊給糧艦嗜好飲食物品生産供給整理規程

第一條 聯合艦隊附屬給糧艦ニ於テ聯合艦隊乗員ノ爲生産スル嗜好飲食物品(以下單ニ飲食物品ト称ス)ノ生産供給整理ニ關シテハ本規程ニ依ル

前項ニ於テ飲食物品トハ清凉飲料菓子及餽飫等ヲ謂フ

第二條 本規程ニ依ル飲食物品ノ生産供給ハ給糧艦給糧任務ノ餘力範圍内トシ給糧艦主計長ヲシテ獨立ノ會計ヲ樹テ之カ生産供給整理ヲ行ハシムルモノトス

第三條 飲食物品ノ供給品種及單價ハ給糧艦艦長聯合艦隊參謀長及全主計長ノ承認ヲ得テ之ヲ決定スルモノトス爾後變更スルトキ亦同シ

給糧艦艦長前項ニ依リ供給單價ヲ決定シ又ハ變更セルトキ其ノ都度之ヲ各艦ニ通知スルモノトス

第四條 生産供給ノ整理ハ毎月二十日締切トシ前一月間ノ



手記
定員
及
手記
及

昭和3

員ノ爲生
生産供給

シヲ謂フ
給糧任務
一ノ會計

長聯合艦
定スルモノ

ハ変更セル

ケ月間ノ

昭和3年9月17日

海軍省軍務局

「全カ」範圍内ト規定スルニ
干渉域ヲ脱シテト認メ
定員増加、上申シテ付、艦隊
員ニ対シテ *Confidential* 目録トスル以取
テ及於セザル著シテ程ヲ起テ
指揮監督ヲ掌ル

1186

供給物品代價ヲ各艦（各要求元毎ニ區別シ）ニ請求シ各艦

ニ於テハ毎月末日迄ニシテ取纏メ支拂フモノトス

第五條 給糧艦主計長ハ毎月一回損益ノ精算調書ヲ作り

艦長ヲ經テシテ聯合艦隊司令部ニ提出スルモノトス

第六條 飲食品生産供給ニ依リ生スル利益金ハ壹千圓ニ達ス

ル迄ハ基金トシテシテ積立テ其後ハ毎半期分宛取纏メ

決算報告ト共ニシテ聯合艦隊司令部ニ送付スルモノトス

前項ノ利益金ハ聯合艦隊副官之ヲ保管シ聯合艦隊司

令部ニ於テ適宜同隊乗員ノ公益若クハ犒慰ノ爲之ヲ

使用シ又ハ各鎮守府下士官兵集會所等ニ寄贈スルコトヲ得

第七條 艦隊主計長必要ト認ルトキハ飲食品生産供給

ニヨル會計ノ實況ヲ検査スルコトヲ得

第八條 本規程實施ニ關スル細則ハ聯合艦隊司令長官

ノ認許ヲ受ケ給糧艦艦長之ヲ定ムルモノトス

第九條 給糧艦聯合艦隊ヨリ除カレ餘金アルモ他ニ継業ス

第十條 聯合艦隊副官前條ノ引継ヲ受ケタルトキハ
 直ニ之ヲ確實ナル銀行ニ預ケ入レ置キ他日之ヲ
 継美スヘキ艦船アルニ至リタルトキ該艦船ニ引継
 クベシ
 ヘキ艦船ナキトキハ之ヲ聯合艦隊副官ニ引継クベシ

終